

鹿児島工業高等専門学校校章及びスクールカラーに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校章及びスクールカラーに関し、必要な事項を定めるものとする。

(校章)

第2条 本校の校章は、別図第1のとおりとする。

2 校章の色彩は、別図第1で定める色を標準とする。

(スクールカラー)

第3条 本校のスクールカラーは、深紫色とし、別図第2のとおりとする。

(使用者の資格)

第4条 校章を使用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本校
- (2) 本校の教職員及び学生
- (3) その他校長が使用の許可をした個人及び団体等

(校章の使用範囲)

第5条 校章の使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校運営及び校務上必要と認められるもの
- (2) 教職員が研究発表等で使用する資料
- (3) 学生が課外活動及び研究活動に関連して使用するもの
- (4) その他校長が適当と認め許可したもの

(使用の許可)

第6条 校章を使用しようとするときは、校章使用申請書（別記様式第1号）を校長に提出し、校章使用許可書（別記様式第2号）により使用の許可を受けなければならない。ただし、第4条第1号及び第2号に定める使用者については、申請を要しない。

(使用許可の取消し等)

第7条 校章の使用に当たり、校長は次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 校章使用申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 本校の名誉が傷つけられるおそれがある、又は傷つけたとき。

- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれのある、又は反したとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他校章の使用方法が適切でないとき。

(第三者使用の禁止)

第8条 校章を使用する者は、校長の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(遵守事項)

第9条 校章を使用するときは、この規則を遵守するとともに、本校の品位と尊厳を保持しなければならない。

(事務)

第10条 校章及びスクールカラーの事務に関することは、総務課が処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、校章及びスクールカラーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別図第1（第2条関係）



校章の由来

「鹿児島高専 × Positive Education」

ポジティブ教育の2つの柱「自ら考え」「自ら学ぶ」を盾をモチーフに表現し、旧校章をよりシンプルに洗練しシンボル化。盾の右上が跳ねているのは、逆境に打ち勝ち、さらなる高みを目指していく様子、型やルールに囚われることなくより自分らしく高専から社会に飛び立って欲しいという願いが込められている。

開校60周年を記念して策定した。

別図第2（第3条関係）



CMYK . . . C : 80% M : 95% Y : 50% K : 10%

DIC 257

RGB R : 79 G : 44 B : 87

WEB #4D2657

別記様式第1号（第6条関係）

校章使用申請書

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

所在地
申請団体名
代表者氏名
電話番号

鹿児島工業高等専門学校校章及びスクールカラーに関する規則第6条により使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、使用に際しては、鹿児島工業高等専門学校校章及びスクールカラーに関する規則を遵守します。

記

事業の名称	
事業の概要	
使用目的	
使用期間	年 月 日() ～ 年 月 日()
使用媒体の種類 発行部数	
参加対象者 (参加予定者数含む)	
その他	

※レイアウト等の参考資料があれば、添付すること。

殿

鹿児島工業高等専門学校長

鹿児島工業高等専門学校校章使用許可書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり使用を許可します。

記

1 事業名称

2 使用媒体の種類

3 使用期間

4 備考

- (1) 使用対象物に関わる事故等が起きた場合は、申請者においてこれを処理し、本校では一切その責任を負わない。
- (2) 申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。